（仮称）地域公共交通推進協議会等の推進体制（案）

会議体と会議体相互の関連性

バリアフリー推進会議（仮称）

構成員（予定）（10名程度を予定）
・学識経験者、連合長会、老人クラブ、商店街連合会、障害福祉団体、観光協会、社会福祉協議会等

担当事項等（案）
・バリアフリーの現況・課題把握のためのアンケート調査

ユニバーサルデザインまちづくりワークショップ

構成員（予定）（35名程度を予定）
・学識有識者、障害当事者、高齢者、介助者、そのほか公募区民等

担当事項等（案）
・重点整備地区のまち歩き点検
・特定事業計画（誘導システム等）の評価
・バリアフリーの現況・課題の把握のためのワークショップ

意見・要望等

地域公共交通推進協議会（仮称）

構成員（予定）（30～40名程度を予定）
・学識経験者、区民代表（高齢者、障害者、子育て、町会、商店街等）、関係行政機関（国土交通省、東京都、江東区）、公共交通事業者等

所掌事項等（案）
・基本構想の改定に関する事項の協議
・特定事業設定に関する事項の協議
・関係機関相互の連絡調整に関する事項
・そのほか構想改定に必要なこと

連絡・連携

庁内検討会

都市づくり推進委員会
（区部長級）
都市づくり・交通輸送検討部会
（区課長級）

担当事項等（案）
・庁内におけるバリアフリー推進のための連絡調整
・関係部署相互の連携

地域公共交通推進協議会（仮称）をバリアフリー法に基づく法定協議会として位置づけ、基本構想の改定に関する事項等を協議する場とする。また、スパイラルアップの観点から**バリアフリー推進会議（仮称）やユニバーサルデザインまちづくりワークショップ**を開催して、旧構想の評価や高齢者や障害当事者または地域住民等の意見や要望を取りこむ。庁内においては、**都市づくり推進委員会や都市づくり・交通輸送検討部会**を利用して、関係部署相互の連携・連絡調整を図る。
※本委託業務の範囲において、いずれの会議体も事務局は所管である都市計画課が担当する。